

世界諸国における特許出願の動向及び関連情報：第2部

筆者：ケビン・シュムチャック (Kevin Szymczak, 弁理士)

クライアントが世界的特許ポートフォリオの構築に着手するとき、有能な特許代理人は、クライアントが権利を取得したい国の特許の出願及び係属状況に関する基本情報を把握します。本記事では、アフリカからいくつかの国をピックアップし、それらの国における出願の係属状況、許可率及び権利消滅による影響について大まかにご紹介します。

出願、審査及び費用

本記事は、世界諸国における特許出願の係属状況、許可率及び権利消滅による影響をテーマとした4部構成のシリーズの第2部です。第1部は[こちら](#)からご覧になれます。今回の記事では、アンゴラ、エジプト、ナイジェリア及び南アフリカ共和国に焦点を当てます。本記事において触れていない何か具体的な質問がありましたら、現地代理人に問い合わせることをお勧めします¹。

複雑な知的財産ポートフォリオを持つ多くのクライアントが世界の12以上の国において特許及び特許出願を有することはよくあります。知的財産を効果的に管理するには、クライアントの目標、各国特許庁の様々な規則及び手続における差異、そして、対象国における金銭的投資の見返りとしての予期可能な特許権の存続期間を理解することが不可欠です。世界的知的財産管理の1つの側面として、クライアントが権利の保護を望む国における出願の係属状況、許可率及び権利消滅による影響に対する理解がとても重要です。

¹ 本記事の準備期間中に弊所からの質問等に好意にお答え下さった Adams & Adams 及び Von Seidels の方々のご協力を賜り、ここに心から感謝申し上げます。

出願人が特許の権利範囲を得るためにリソースを投入する場所を選択する際の役に立ちたいという思いから、本記事シリーズにおいて、（１）実体審査、（２）出願から特許庁による１回目のアクションまでの予想期間、（３）特許権の存続期間、（４）出願人が特許料や年金を納付する意向がない場合に出願を放棄することによって引き起こされる可能な結果²、及び（５）特許審査段階の現在の状況に関する情報をご紹介します。各情報は国別で表示されています。

アンゴラ共和国

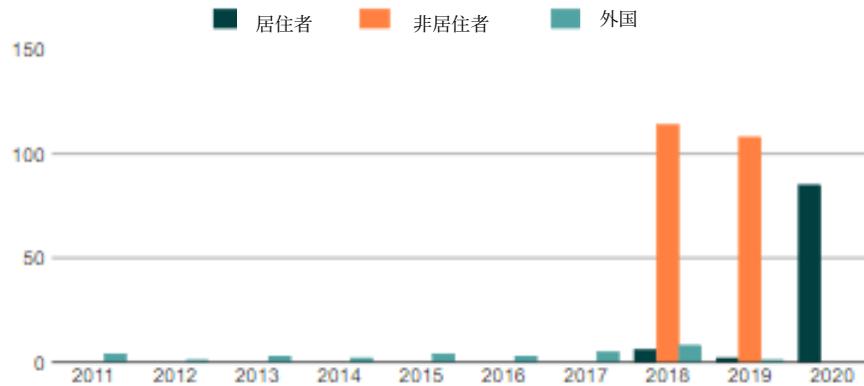
アンゴラは、パリ条約と特許協力条約の締約国です。従って、アンゴラに特許を出願する場合、パリ条約の規定に従い、外国優先権出願から１２か月以内、又は、PCT出願からの国内移行であれば特許協力条約の規定に従い、外国優先権出願から３０か月以内に、出願しなければなりません。

他の多くの国と比べると、アンゴラにおける非居住者及び居住者等による出願件数が比較的少なかったのですが、２０１８年と２０１９年の非居住者による出願件数が急上昇しました³。

² 過去数年にわたって今にかけていくつかの国の特許制度において、未納料金は特許所有者の負債としてみなされています。そのような負債を回避するために、特許所有者は対象特許の権利を明示的に放棄する必要があります。

³ WIPO IP 統計情報: https://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/profile.jsp?code=AO

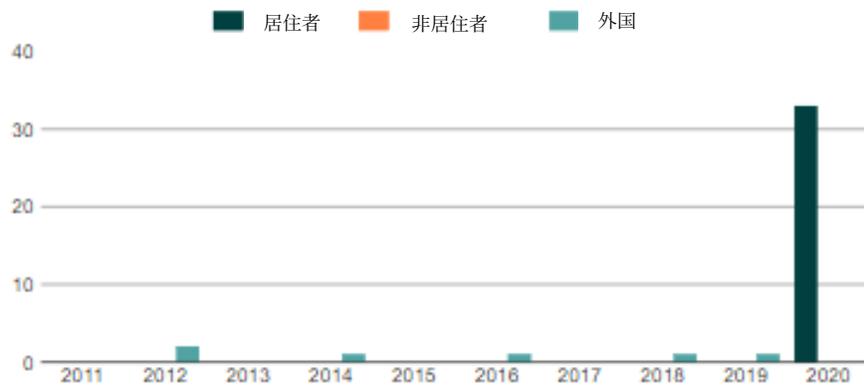
特許出願件数



情報源：WIPO 統計データベース;最終更新日：11/2021

同時期にわたり、2020年に居住者に付与された特許を除き、アンゴラにおいて特許許可件数が10件以下でした⁴。

特許許可件数



情報源：WIPO 統計データベース;最終更新日：11/2021

アンゴラでは、特許 (Utility Patent) が認められます。特許の特許権の存続期間 (以下、特許期間という) は基本的に、アンゴラにおける特許許可日から5年となります。特許期間は、1回につき5年、2回まで延長可能なので、許可日から

⁴ *Id.*

最長合計15年になります。特許審査が歴史的に方式審査のみでしたが、アンゴラ特許庁は、必要最小限の実体審査を行うようにするようになり、通常、出願人にクレームを、PCT第二章に基づいて補正されたクレーム又は他の特許庁により許可されたクレームに適合させるように求めることで審査を終了させます。

方式審査のみを受けた出願に関し、それらの出願は、アンゴラにおいて2回公開されます。1回目の公開は国内出願日から18～24か月以内に行われます。公開後、60日の異議申立期間が開始します。異議申立期間は30日間延長可能です。当該期間中に異議申立されなかった場合、出願はその後、再公開され、特許証（Certificate of Grant）が発行されます。過去3年間、出願はより定期的に許可又は登録されるようになりました。残念ながら、公開のタイミングが非常に不規則です。

アンゴラにおける年金の納付期限が出願の許可日から起算されます。初年度の年金は、出願日に納付されなければなりません。それ以降の年金は、審査期間中及び特許期間中に納付されるものとなっています。

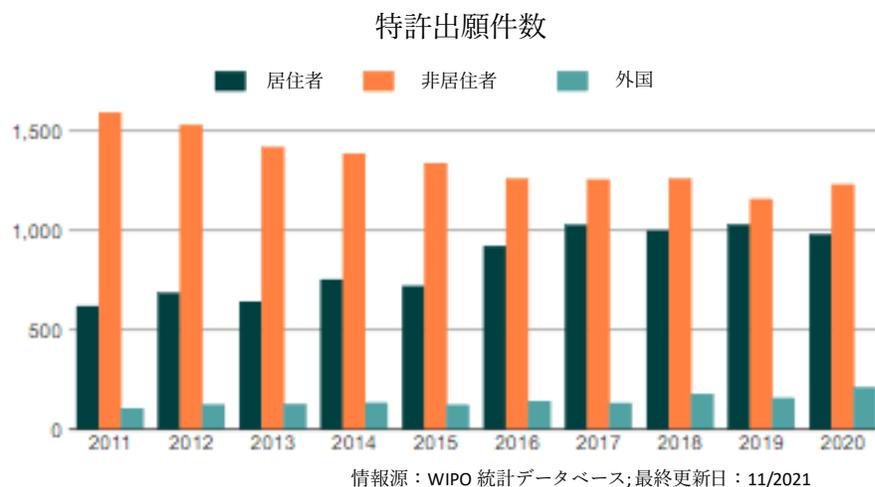
アンゴラにおいて、特許所有者による年金未納などによって出願を消滅させることで、特許権の喪失以外、他にマイナスな影響は特にありません。出願が放棄書の提出によって正式に放棄された場合に、所定の庁費用がかかります。

最後に、公開と同様に、アンゴラの特許審査状況が不安定で、オフィスアクションが発行される場合、出願日から初回のオフィスアクションが発行されるまでの期間もばらばらです。場合によって、5年以上の遅延も見受けられます。アンゴラ特許庁が審査に着手しオフィスアクションを発行するまでの概算期間がはっきりと確立されていません。

エジプト・アラブ共和国

エジプトは、パリ条約と特許協力条約の締約国です。従って、エジプトに特許を出願する場合、パリ条約の規定に従い、外国優先権出願から12か月以内、又は、PCT出願からの国内移行であれば特許協力条約の規定に従い、外国優先権出願から30か月以内に、出願しなければなりません。

過去十年にわたり、エジプトに出願された非居住者による特許出願件数が僅かに低下していますが、比較的安定しています⁵。同時期において、居住者による特許出願件数が概して上昇する傾向です。

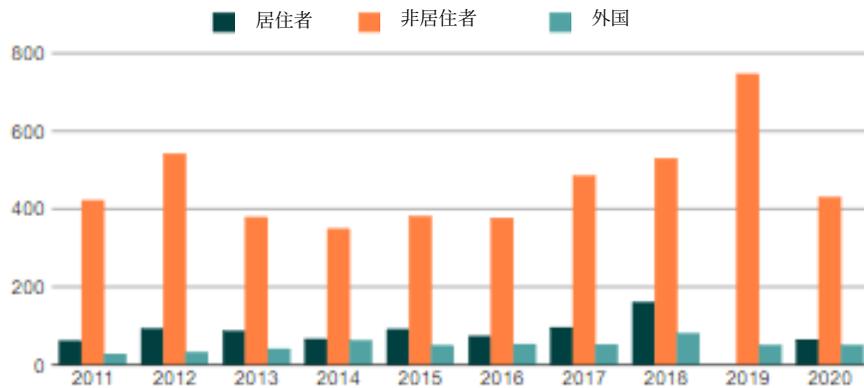


また、同時期において、エジプトにおける特許許可件数が概ね上昇する傾向にあります⁶。

⁵ WIPO IP 統計情報: https://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/profile.jsp?code=EG

⁶ *Id.*

特許許可件数



情報源：WIPO 統計データベース;最終更新日：11/2021

エジプトでは、特許及び実用新案が認められます。エジプトにおいて、出願放棄を回避するために、審査請求が必須で、出願と同時に、或いは現地出願日から6か月以内に提出しなければなりません。エジプトにおける特許期間は、出願日から20年です。実用新案も実体審査制度あります。実用新案権の存続期間は、出願日から7年で、更新できません。

エジプトにおける年金の納付期限は出願日から起算されます。特許に関し、初年度の年金は出願料と共に納付され、出願後の2年目より毎年納付されなければなりません。実用新案に関しては、年金も出願料と共に納付し、それ以降は毎年納付する必要があります。

エジプトにおいて、特許所有者による年金未納等の関係で出願を消滅させることで、特許権の喪失以外、他にマイナスな影響は特にありません。審査期間中の出願消滅の場合や特許料及び累積年金の未納の場合も同様です。

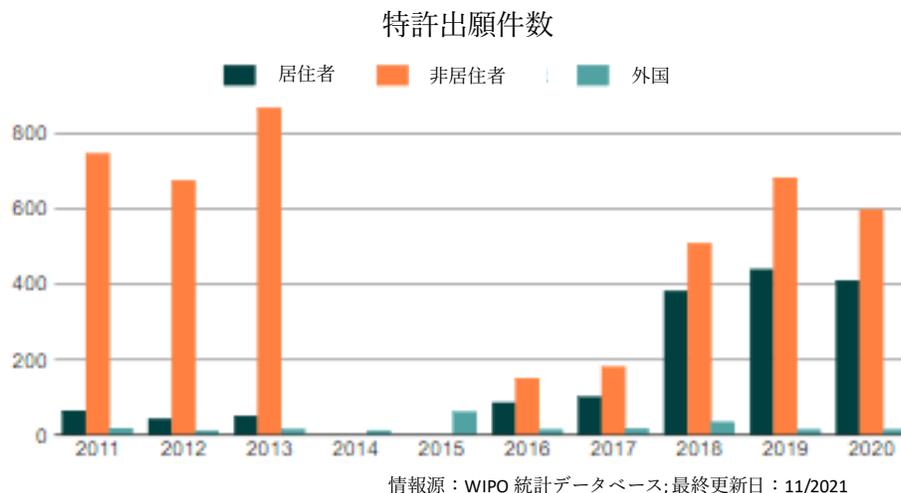
最後に、エジプトにおける特許審査は、まれに4年超過のバックログが見受けられますが、かなりル定められた通りで行われています。出願人は、出願してから3か月以内に最初の方式審査が行われることを期待してよいでしょう。その後、実体審査手数料を6か月以内に納付する必要があります。通常、実体審査報

告が2年以内に発行されます。いくつかの出願の場合、提出されたアラビア語翻訳文を検討するために特許庁から軽微な手数料を求めることがあります。

ナイジェリア連邦共和国

ナイジェリアは、パリ条約と特許協力条約の締約国です。従って、ナイジェリアに特許を出願する場合、パリ条約の規定に従い、外国優先権出願から12か月以内、又は、PCT出願からの国内移行であれば特許協力条約の規定に従い、外国優先権出願から30か月以内に、出願しなければなりません。

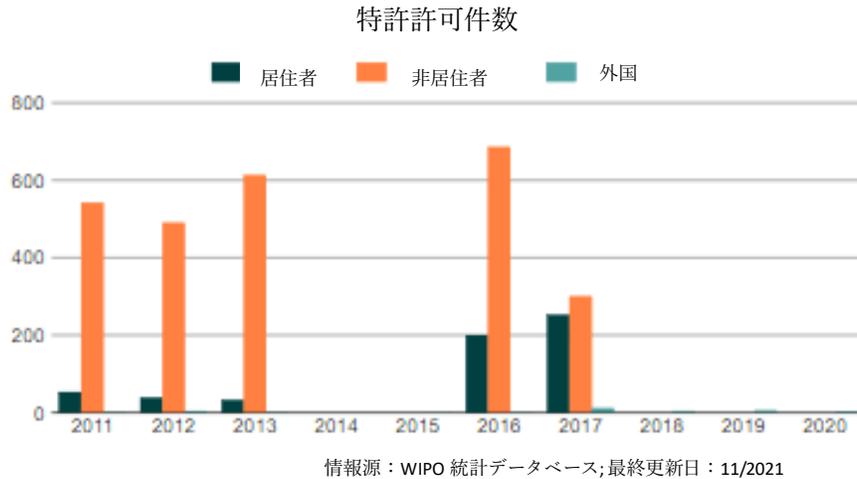
過去十年にわたり、ナイジェリアにおける非居住者による特許出願が2013年に止まり、2016年に緩やかに戻りました⁷。



同時期において、ナイジェリアにおける特許許可が2014年と2015年に止まり、2016年に再開しました⁸。

⁷ WIPO IP 統計情報: https://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/profile.jsp?code=NG

⁸ *Id.*



ナイジェリアでは、発明特許が認められます。ナイジェリアにおいて正式な審査請求は不要です。ナイジェリア特許庁は方式審査しか行いません。当該方式審査は自動的に行われ、オフィスアクションの発行もありません。発明特許の特許期間は、ナイジェリアにおける出願日から20年です。

ナイジェリアにおける年金の納付期限は、出願日から起算され、特許が係属中又は有効な場合はそれ以降、年金を毎年納付する必要があります。しかしながら、注意すべきことに、年金の起算日について法律に明示的に示されていません。いくつかの現地代理人の助言によれば、年金の納付期限は許可後のみとなります。

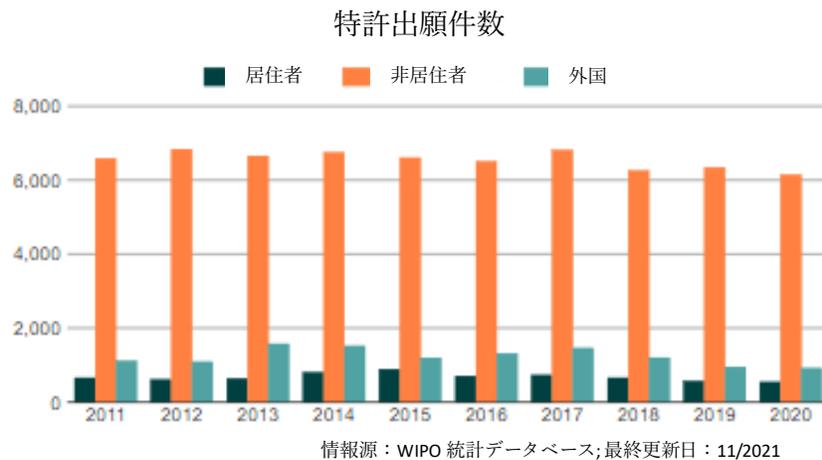
ナイジェリアにおいて、出願を消滅させることで、特許権利の喪失以外、他にマイナスな影響は特にありません。

最後に、ナイジェリアにおける特許審査はかなり定められた通り行われています。正式な審査がないため、出願日から約18か月以内に特許許可されることが予期されます。

南アフリカ共和国

南アフリカは、パリ条約と特許協力条約の締約国です。従って、南アフリカに特許を出願する場合、パリ条約の規定に従い、外国優先権出願から12か月以内、又は、PCT出願からの国内移行であれば特許協力条約の規定に従い、外国優先権出願から31か月以内に、出願しなければなりません。

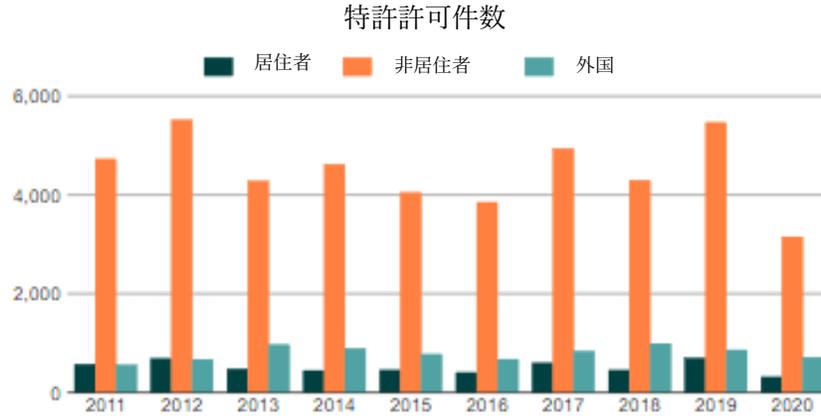
過去十年にわたり、南アフリカにおける非居住者による特許出願件数が比較的安定しています⁹。



同時期において、南アフリカにおける特許許可件数が下降傾向です¹⁰。

⁹ WIPO IP 統計情報: https://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/profile.jsp?code=ZA

¹⁰ *Id.*



南アフリカでは、特許が認められます。南アフリカにおいて正式な審査請求は不要です。南アフリカ特許庁は方式審査しか行いません。特許期間は最も早い優先日から20年です。

南アフリカにおける年金の納付期限は、出願日の3年目から起算されます。特許が有効な場合に、それ以降、年金を毎年納付されなければなりません。

南アフリカにおいて、出願を消滅させることで、特許権の喪失以外、他にマイナスな影響は特にありません。審査期間における出願消滅の場合や特許料及び累積年金未納の場合も同様です。

最後に、南アフリカの現行の無審査制度により、出願から許可まで、3～5年の遅延が予期されます。将来的に実体審査が行われるという情報もありますが、今後数年以内に実現する見込みはありません。

本シリーズの第1部は南アメリカ諸国に着目しました。第3部において、湾岸諸国に焦点を当てます。本シリーズの第4部では、東南アジア及びオセアニアの諸国に関する情報をご紹介します。